

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律案 新旧対照表

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）〔附則第三条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	〔略〕	〔略〕	〔略〕
事務	〔略〕	第十条、第十一条第一項及び第十三条の規定により都道府県が処理することとされている事務	〔略〕

法律	〔同上〕	〔新設〕	〔新設〕
事務	〔同上〕	〔新設〕	〔新設〕

年法律第 号)

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）〔附則第四条関係〕

〔傍線部分は改正部分〕

改正案	現行
<p>(専門委員)</p> <p>第十二条の四 国家公安委員会に、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）及び国外犯罪被害者等給付金の支給に関する法律（平成二十八年法律第 号）の規定による裁定に係る審査請求について専門の事項を調査審議させるため、専門委員若干人を置く。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(長官官房の所掌事務)</p> <p>第二十一条 長官官房においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 二十二 〔略〕</p> <p>二十三 国外犯罪被害者等給付金の支給に関する法律第三条に規定する国外犯罪被害者等慰金等に関すること。</p> <p>二十四 二十六 〔略〕</p>	<p>(専門委員)</p> <p>第十二条の四 国家公安委員会に、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）及びオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）の規定による裁定に係る審査請求について専門の事項を調査審議させるため、専門委員若干人を置く。</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>(長官官房の所掌事務)</p> <p>第二十一条 長官官房においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 二十二 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>二十三 二十五 〔同上〕</p>

<p>(経費)</p> <p>第三十七条 都道府県警察に要する次に掲げる経費で政令で定めるものは、国庫が支弁する。</p> <p>一〇十二 [略]</p> <p>十三 第二十一条第二十三号に規定する国外犯罪被害弔慰金等に 関する事務の処理に要する経費</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(経費)</p> <p>第三十七条 都道府県警察に要する次に掲げる経費で政令で定めるものは、国庫が支弁する。</p> <p>一〇十二 [同上]</p> <p>[新設]</p> <p>2・3 [同上]</p>
--	--